

## 協同出版刊行書籍 正誤表

2022年6月8日  
協同出版

弊社の出版物に以下の誤りがありました。謹んでお詫びするとともに、下記のように訂正いたします。

◆正誤表に掲載されていない正誤に関する疑問点がございましたら、下記項目をご記入の上、電子メール、FAX、または郵送にてお送りいただくようお願いいたします。

- ① 書籍名、年度など  
(例:全国まるごと過去問題集 小学校教諭 20〇〇年度版)
- ② ページ数、問題番号  
書籍に記載されているページ数、問題番号をご記入ください。
- ③ 正誤についての問い合わせ内容  
内容は具体的にご記入ください。(例:問題文では“ア～オの中から選べ”とあるが、選択肢はエまでしかない など)

【送付先】

- 電子メール: edit@kyodo-s.jp
- FAX: 03-3233-1233 (協同出版株式会社 編集制作部 行)
- 郵送: 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-5 協同出版株式会社 編集制作部 行

【ご注意】

- 電話での質問や受験相談等につきましては、受付けておりません。ご了承の程お願い申し上げます。
- 正誤表の更新は適宜行っております。
- いただいた疑問点につきましては、当社編集制作部で検討の上、正誤表への反映を決定させていただきます(個別回答は、原則行っておりませんのでご理解ください)。

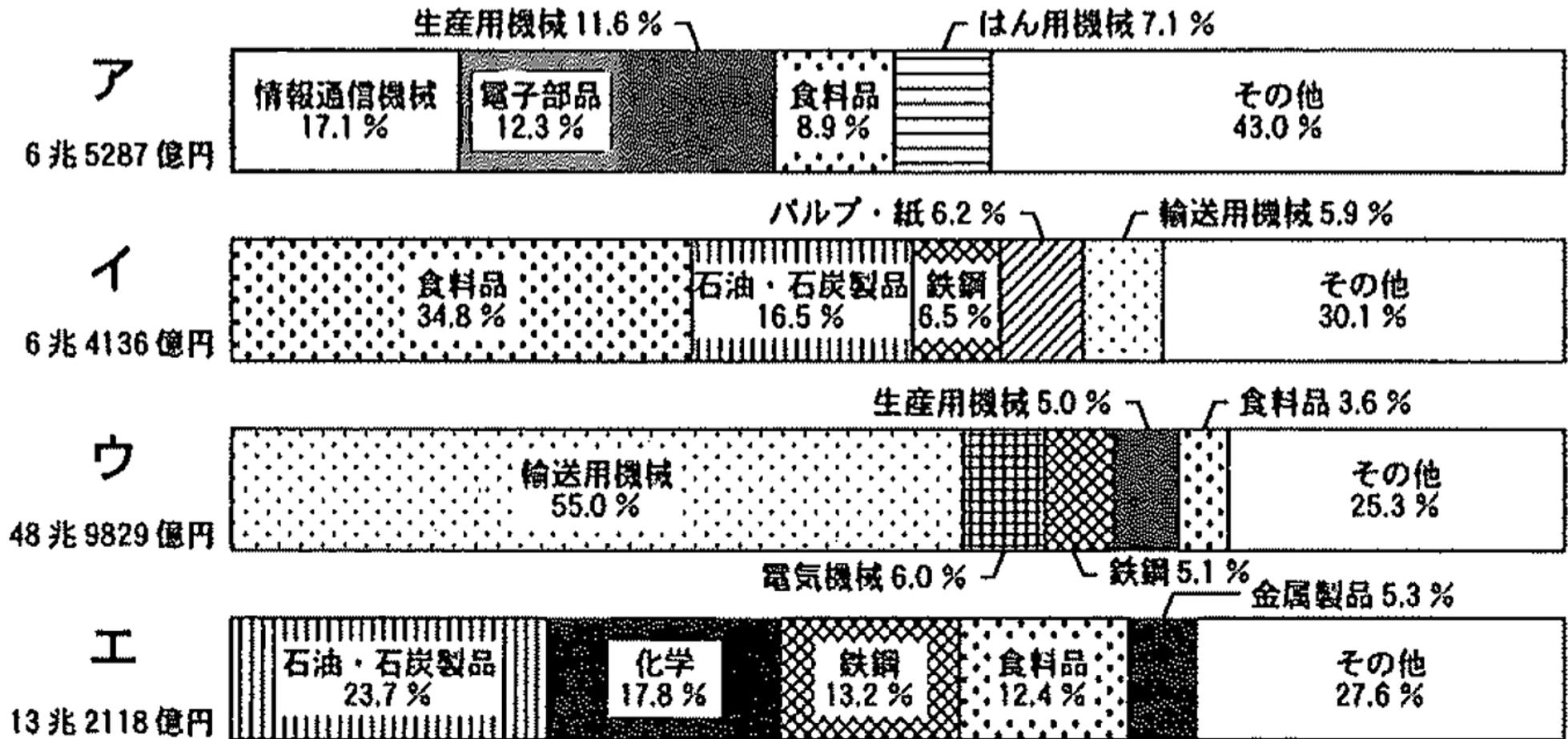
\* 資料・学習指導要領、法令等に関する問題、および解答・解説等について(過去問、精選実施問題シリーズ) \*

カテゴリ	書名	ページ	項目	誤	正
	2023年度版 全国まるごと過去問題集 教職教養	397	解答⑤	ウ 特報活用能力	ウ 情報活用能力
	2023年度版 全国まるごと過去問題集 教職教養	303	問題(2)枠内本文	<p>これからの学校においては、子供が「個別最適な学び」を進められるよう、教師が専門職としての知見を活用し、子供の実態に応じて、学習内容の確実な定着を図る観点や、その理解を深め、広げる学習を充実させる観点から、(ア)の充実・強化を図るとともに、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を(イ)することができるよう促していくことが求められる。</p>	<p>このSTEAM教育については、国際的に見ても、各国で定義が様々であり、STEM(Science, Technology, (ア), Mathematics)に加わったAの範囲をデザインや感性などと狭く捉えるものや、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で定義するものもある。</p> <p>STEAM教育の目的には、人材育成の側面と、STEAMを構成する各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民の育成の側面がある。各教科等の知識・技能等を活用することを通じた(イ)を行うものであることから、課題の選択や進め方によっては生徒の強力な学ぶ動機付けにもなる。</p>
	2023年度全国まるごと過去問題集 小学校教諭	128	問題3の図(グラフ)		別紙1参照

カテゴリ	書名	ページ	項目	誤	正
	2023年度版全国まるごと過去問題集 養護教諭	416	【12】 問題文	( ① )～( ⑤ )を含む枠内の本文が欠落している部分がある	<p>⑦ 精神疾患の特徴</p> <p>精神疾患は、( ① )の基盤となる心理的、生物的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、( ② )、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。</p> <p>また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もが罹り思しうること、( ③ )で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であることなどを理解できるようにする。</p> <p>その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると( ④ )になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。</p> <p>⑧ 精神疾患への対処</p> <p>精神疾患の予防と回復には、身体の健康と同じく、適切な運動、食事、休養及び睡眠など、調和のとれた生活を実践すること、早期に心身の不調に気付くこと、心身に起こった反応については体ほぐしの運動などのリラクゼーションの方法でストレスを( ⑤ )することなどが重要であることを理解できるようにする。</p> <p>また、心身の不調時には、不安、抑うつ、焦燥、不眠などの精神活動の変化が、通常時より強く、( ⑥ )に生じること、……</p>
	2023年度版全国まるごと過去問題集 養護教諭	130	【2】 (1)	オ 児童生徒は、左右どちらか片方でも( ⑤ )であるものに受診を勧める。	オ 児童生徒は、左右どちらか片方でも( ⑤ )未満であるものに受診を勧める。
	2023年度版全国まるごと過去問題集 養護教諭	275	【2】 (1)	③ サ	③ カ
	2023年度版 必携教職六法	表紙裏	大阪市教育委員会事務局組織図	九七三	九五三
	2023年度版 必携教職六法	表紙裏	○学制(明五) (抄)	六五〇	六七二
	2023年度版 必携教職六法	119	国立大学法人法 (抄)	【解説】 欠落	別紙2参照
	2023年度版 必携教職六法	120	第十条	1項 監事二人を置く。	監事二人(二以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に一を加えた員数)を置く。
	2023年度版 必携教職六法			2	3
	2023年度版 必携教職六法			3	4
	2023年度版 必携教職六法			4	5

カテゴリ	書名	ページ	項目	誤	正
	2023年度版 必携教職六法		第十二条	第十二条 第十二条 学長の任命は,	第十二条 学長の任命は,
	2023年度版 必携教職六法	295	教育職員免許法 施行規則	第三条、第四条、第五条の表	別紙3参照

別紙1 全国まるごと過去問題集 小学校教諭 p128 問題3の図(グラフ)



【解説】

一 国立大学の設置形態を巡っては、中央教育審議会四六答申や昭和六二年の臨時教育審議会第三次答申をはじめ、古くから法人化などの議論はあったが、長く具体化はされなかった。

しかし、平成八年に発足した橋本内閣とそれに続く小渕内閣において行政改革が本格化し、国の機関の独立行政法人化、国家公務員削減計画の決定などが進む中、平成一一年、有馬朗人文部大臣（当時）が、国立大学の独法化を含めた検討を行うことを表明した。この時期には、国立大学協会や自民党文教部会・文教制度調査会でも検討が行われ、独立行政法人通則法そのままの適用ではなく、「国立大学法人」など大学にふさわしい法人とすべきとの考え方が示された。

平成一二年、文部省に「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」（座長＝長尾真・京都大学総長）が置かれ、平成一四年に最終報告がとりまとめられた。また、平成一三年には、小泉内閣のもとで、国立大学の民営化の議論も出る状況に対し、遠山敦子文科相が、「大学（国立大学）の構造改革の方針」（遠山プラン）を発表した。これらにおいて、国立大学の自主的な運営、民間的発想のマネジメント手法の導入などの改革のねらいが示された。

こうした経緯を経て、本法が制定され、平成一六年四月、国立大学法人が発足した。

二 本法は、国立大学法人の組織・運営について定めており、具体的には、国立大学法人の役員（学長、理事、監事）、職員、経営協議会、教育研究評議会、業務、中期目標、中期計画、評価、財務・会計等について規定している。

国立大学法人は、独法通則法が準用される部分はあるが、同法を直接適用せず、別に本法を制定することにより創設された。

国は、この法律の運用に当たって、国立大学の教育研究の特性に常に配慮しなければならないことを定めている（第三条）ほか、学長を文部科学大臣が任命する際は、国立大学法人の申出に基づいて行うこと（第一二条）、中期目標を文科大臣が定めるときは、あらかじめ国立大学法人の意見を聴き、そ

れに配慮しなければならないこと（第三十条）など、国立大学の自主性を尊重した仕組みとなっている。

三 国立大学及びその附属学校の設置者は、国立大学法人となった（第四条、第二三条）。国立学校設置法は廃止され、国の行政組織からは切り離された法人格を持つ組織となり（第六条）、学校の設置者を定める教育基本法第六条においては「法律に定める法人」に該当する。一方、学校教育法第二条では、国立大学法人は「国」に含むこととされている。

職員は国家公務員法、教育公務員特例法の適用から外れ、非公務員となり、任命権は各学長に移った。また、国立学校特別会計法は廃止されて、「渡し切り」の運営費交付金が措置され、予算科目による支出制限等はなくなった。

四 近年、本法は、指定国立大学法人制度の創設（平成二八年）、一法人複数大学制度、大学総括理事の導入（令和元年）、年度計画・年度評価の廃止、学長選考会議を学長選考・監察会議に改めること、国立大学法人による出資の範囲の拡大（令和三年）など、国立大学の機能強化などを図るための改正が逐次行われている。

（森田正信）

別紙3 必携教職六法 p295 教育職員免許法施行規則

誤

第三条

第三欄	道徳、総合的	道徳の理論及び指導法
	な学習の	総合的な学習の時間の指導法
	時間等の	特別活動の指導法
	指導法及び	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
	生徒指導、	生徒指導の理論及び方法
	教育相談等に	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
	関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

誤

第四条条

第四欄	道徳、総合的	道徳の理論及び指導法
	な学習の	総合的な学習の時間の指導法
	時間等の	特別活動の指導法
	指導法及び	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
	生徒指導、	生徒指導の理論及び方法
	教育相談等に	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
	関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

誤

第五条

第五欄	道徳、総合的	道徳の理論及び指導法
	な学習の	総合的な学習の時間の指導法
	時間等の	特別活動の指導法
	指導法及び	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
	生徒指導、	生徒指導の理論及び方法
	教育相談等に	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
	関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

正

第三条

第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法
		総合的な学習の時間の指導法
		特別活動の指導法
		教育の方法及び技術
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
		生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

正

第四条

第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法
		総合的な学習の時間の指導法
		特別活動の指導法
		教育の方法及び技術
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
		生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

正

第五条

第三欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法
		総合的な学習の時間の指導法
		特別活動の指導法
		教育の方法及び技術
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
		生徒指導の理論及び方法
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法